

第七回 参議院内閣委員会會議録第二十五号

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)午後二時二十五分開会

委員の異動

四月二十六日委員鈴木安孝君辞任につき、その補欠として淺岡信夫君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

○經濟調査庁法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) 只今より委員會を開会いたします。速記を止めて下さい。

午後二時二十六分速記中止

午後三時五十二分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○三好始君 先程速記がついておられないときに我々にとつては極めて重要な御答弁があつたわけでありましたが、城委員より要求がありまして一応の公団等の監査の結論を資料として是非御提出を頂きたいと思ひますが、經濟調査庁の主要な任務として先程御説明のありましたように、國費の節減というふうなことを大きな目的としてその事務が運営されたいと思ひますと、只今お話がありましたように、私達の問題が、或いはそれに類するような問題があるという点は、これは國費の節減という点から申しましても放置できない大問題でありまして、私達

は經濟調査庁の單に形式的な機構を問題にするだけでなく、当然の任務として經濟調査庁の機能にまで及んで審議すべきだと考えますので、資料の提出について今會期中の審議に間に合うように御提出をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(木村武君) 成るべくさうにいたします。

○三好始君 それから公団につきましては、その廃止の時期が近いというので一層不正な問題が行われやすい情勢にあると考えられるのでありますが、現在の經濟調査庁の陣容を以てしてその目的を達することができるとかどうか、こういうことについて危惧の念を抱かざるを得ないのであります。従来公団等に各種の問題があつたのは、必ずしも經濟調査庁の怠慢だとは断言できないかも知れませんけれども、少くともその機能が十分に果されておらなかつたというところは否定できない事実だと思ひます。最近特に問題が續発しておるような状況にもありますので、この際はつきりお伺ひいたしたいのであります。經濟調査庁が公団等の監査に本来の使命を達成できる自信があるかどうか、到底その任に耐えないような貧弱な機構なり或いは事務の状況にあるのか、その辺の事情なり所信を承りたいのであります。

○政府委員(木村武君) お話の御懸念の点は誠に御尤もなものでございまして、恐らくお尋ねの点は、我々の仲間能力と申しますか、こういうふうな点についてこういうむずかしいことをやるだけの者が揃つておるか、こういうふうなことではないか、こういうふうなことを考える次第でございまして、その前にちよつとお断り申上げておきたいのであります。私共を申上げても、この公団がかくのごとく乱脈、先程申上げました乱脈という言葉を使つていいかどうか、私が使うよりも皆さんに御判断を頂きたいのでござい

の十一月から着手いたしました。そして結論が中間的に、どん／＼これは早く役に立たなければいかんという考へ方から、昨年の十月の下旬から第一報といたしまして只今までに二十七号の速報が出ております。こういうふうな恰好で次々と資料を当該の公団並びに監督官庁へ提示いたしまして、その改善の示唆をいたしておるのであります。そういうことでそれが間に合わないかつた、遅かつたという点も、少くも少くも働かして、もつとそういうものは早くからやらせるような点の御希望があるのではなからうか、さうなわけになつておりますので、ちよつと弁解めきますけれども、一言申上げておきます。

それから監査についての我々の仲間能力の問題であります。これは御指摘の通りに私共余り口幅つたことは申上げられないのでありますが、割合にこの専門學校、大学を出た人間が多い。実は今日私細かい数字を持つたものをうつかり忘れて恐縮であります。後でお届けいたしますが、そういうことになつておりました。それから特に私共の気付きなものであります。監査と申しますと、どうしても相手方いろいろ／＼資料を作らせたりして能率を阻害すると申しますか、さういふようなことが落ちてしまつて結局大したことはなし、こういうふうなことになる消極的な概念でそういうふうな監査をやります以上は、能率の問題についてやつただけのことは必ずある、こういうふうなことでなければならぬ。そういうふうな考え方に並びに監査の実態を掴むに一番手取り早い方法は、どうであるかという積極面を考えて、要するにこれは帳簿というものの、眼光紙背に徹すると申しては語弊がありますが、經理の帳簿というもののについてテクニクを十分に身に着けるといふことは監査マンとしても最も大事なことであります。こういうふうな考え方を以ちましてこの監査に着手いたしますと同時に公団の監査に當つておりますが、私の方ではそれ／＼の専門家、大学の先生方、こういう専門家を聘して只今までも四回も五回も講習いたしておりますが、聊か口幅つたことを申上げて恐縮であります。複式帳簿などについて或る程度の専門家的な、民間の企業体の帳簿を見まして、帳簿についてかれこれいろいろ批判のできる力と申しますか、陣容を備えておきます。ことに、おきましては、他の官庁に負けないといふだけの自信ができる段階にあるのであります。公団監査の実績報告を御覧頂きますとお分り頂けると思ひますが、必ずしも私の申上げておるのがそんなに思ひ上つたことではないといふことが分つて頂けると思ひますが、さういふふうないろいろ／＼訓練をいたしましてやつておるわけでありまして、大体これからの仕事はますます／＼むずかしいといふことは考へておりますけれども、或る程度

お引受けできるというふうな段階に來ておるのであります。

○三好始君 只今経済調査庁の職員能力の点についての御説明があつたわけでありまして、私が特に問題にいたしましたのはそういう有能な人がおられまして、事務の状況に應ずるだけの数が到底揃つておらないために、調査すべき問題について一通り当ることができなくて見本的に抽出をしてそれに就いて監査を行う程度しか手が廻らない、そういうところから公団等の経理問題があつてもそれを発見する程度が極めて少ないというふうな結果が起つておりはしないか、こういうことが考えられるのであります。今日の憲法の建前では検査なり警察の手によつて取調をするというところは極めて限られた場合のみ行われるのではないかと考えます。そこで検査なり警察以外の行政機関内部において監査を行うとすれば、それは経済調査庁が担当して行かなければならない、こういうことになると思ふのですが、その経済調査庁が単に質の点だけでなく量的にも調査の必要のある方面に一応遺憾のない調査ができる状況にあるのかどうか、若しそれが極めて不完全な状態であるとすれば今日のように問題が汎山発生しておる際でありますので、私達は経済調査庁そのものの機構なり定員について再検討しなければいけないという気持ちもいたすわけでありまして、又経済調査庁の現在の機構なりに本質的にその任に堪えないような点が若しあるといたしましたならば、根本的な点に遡つて考えてみなければいけない問題もあるのではないかと、こういう気持ちがあるのですが、これらの点について

いての御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(木村武君) 只今或る意味では同情のある御質問を頂きましたのでありますが、私共の人員の關係は先程お話がありましたのであります。その後大体本決まりになりました。現在の定員は三千七百幾らであります。これが一千六百六十六名減員に決まりまして、その後二千六百幾らという人員でやることに相成るのであります。これは政府の方で決められた枠でありまして、私共といつたしましてはこれについてとやかく意見を申し上げる筋ではないわけでありまして、その與えられた枠の中で最善を盡す、こういう考え方でおるわけでありまして、先程そういう人員でやるとサンプリングだけであつて實際調査漏れというふうなことになるつて工合が悪いのではないかと、とお話がなされたのでありますが、大体お言葉返すわけではございませんが、結局これは完全な調査という意味からいつて多きに越したことはないのではありませんけれども、切りがないというふうな点もあるわけでありまして、私共はどこまでもそういう事柄の起ります原因と本質、根源と申します。か、その根源を突くだけのことができないれば、これはおつしやる通りに調査の力がないと申します。か、監査の力がないということになるわけでありまして、そのサンプリングから根源を突く、こういうふうな考え方をいたしておりますので、一つ／＼のサンプリングの問題をどこまでをどうするかというふうなところは、二次的なものむしろ三次的なものと申します。か、そういうふうなことで根源を突いてその根源に突いて遡つて、例えば先程私が例を挙げて

申上げました金利操作の問題なども、先程申上げたように銀行との間にそういう公団の遊び金を預けて置ける、こういうふうな制度になつているところに工合の悪い問題があるわけでありまして、それを自動的に預金部の融資に切替えるということに持つて行けば、それだけで全面的に解決する。

それから保険の問題にいたしまして、これは実はちよつと先程私説明を落しました。営業保険にかけたの成績なのであります。か、食糧配給公団の場合には、これは一昨年から私共が調査いたしました前年からありますが、自家保険積立金制度でやりました。昨年の確か六月からは最初一部であつたのですが全面的に切替えたのであります。そういういたしますと、昭和二十四年度には約二億円の営業保険にかけた場合と比較して節減ができる、こういうふうな結論が出ておるのであります。これなども正にそういうふうな自家保険積立に切替れば、これは要するに公団のような場合には、非常に大量の物資を独占的に全国に分散をして持つて行く、こういうことなんです。か、その事自体が一つの保険作業なのであります。ところがそれが一般の企業者並びに一つの倉庫を持つてその倉庫が若し焼けたら大変だ、こういうような場合に、企業者並びにその保険料を拂つていられるところに実に無駄な馬鹿げたことがあつたのであります。それで自家保険積立に切換えるということにいたしました。か、これは大蔵省から通牒を出して貰ひまして四月一日から全公団一齊に自家保険積立制度に切換えたのであります。か、そういう面で非常な節減ができる、こういうことに相

成りますのであります。つまり根源を衝くというところに最もその監査の重点がある、そういう意味から申しますとサンプリングは多い程正確なことに相成りますが、必ずしも網羅的に何でもかんでもやらなければならぬというふうなことはならないのではないかと、こういうふうなことを考へておりますので、與えられた人員の中で極力最善を盡すというふうなことを考へておるわけでありまして。

○三好始君 サンプリングによつて根源を衝くということこそ大勢の職員がいらないようなお話であります。か、その衝かれた根源に基いて果して経理が正しく行われておるかどうかの具体的な監査をするということになると、やはり相当綿密な調査が必要になるわけでありまして、従来の状況が満足すべきものであつたかどうかについては大いに疑問を持つております。そこで結論的にはつきりお伺ひいたしたいのですが、恐らく従来とも完全な監査が行われておつたとは認められない点があるように思ふのであります。か、それが今更に一千六百六十六名減員になつたというお話であります。これで與えられた定員で最善を盡すというお話が、おありになるかどうか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(木村武君) 大要御同情のあるお言葉で又むずかしいお話なのであります。か、まあさつきのお尋ねを繰返すやうで恐縮でございますけれども、ただこれだけのことは言えると思ひます。與えられた人間で皆様に又我々の監査の結果をお示しするときに、とてもあゝのときにあゝいうふう

人を切られたので何ともならなかつたというふうな弁解は決していたさない、こういうことはお約束できる、こういうふうな申上げてよろしいのじやないかと思ひます。

○三好始君 定員法はこの後で提案理由の御説明も承るわけでありまして、か、今度の定員法の改正案は主として経済統制の緩和に伴つて、統制に従事しておつた職員が減員の対象になつております。ところで経済調査庁の機能が主として経済統制の励行の確保にあつた關係上、統制経済の枠が縮小されると定員の減少の対象になる機関というのがある／＼あるわけでありまして、差當つて経済調査庁などは最も大きな対象になる、こういう一般的な表面の事情から受ける印象が起つて来るわけでありまして、先程来い／＼伺つてみますと、経済調査庁がなすべき役割はそんなに縮小するとは認められないのであります。殊に最近大きな問題が続々と起つて来た点から考えまして、おそらく国民の大多数は公団経理等について徹底的な監査を要する気持ちにあるのではないかと、思ふのであります。そこで單純に経済統制の枠の縮小に伴つてそういう方面を担当して来た経済調査庁のごときは、人数をうんと減らしてもいい、これは素人考えに過ぎないのじやないか、ということにもなつて来るのであります。先程伺つた定員減少の率のごときも随分大きい率になつておるやうに思ふのであります。私はこれで果して新たな任務を持つやうになりまして、少くともその性格が單なる経済統制の励行の確保というところから、更に進んで経済に關する法令の励行の確保ということになつて

○政府委員(木村武君) 私の説明も若干足りなかつた点もあるのであります。が、従来調査庁は私が担当いたしてやつておりますのは監査の面ともう一つ査察という面があるのであります。査察の面は大体経済統制の違反の検査のようなことを主としてやつておるわけでございます。こういう面につきましては統制の法令の縮小と共に相当事務分量が減つて参ろうと思ひます。そこでそういう面はこれは相当事務の縮小ができる、そういう面のほうへ人員の縮減を廻しまして監査のほうの仕事につきましてはもつと配置転換によりまして人を充実に参る、これは私一個の考なんでありますけれどもそういうふうな方法を講ずることによりまして大体御要望に副い得るのではないかと、私といたしましては部内で極力そういうふうにいたしたいと考えております。

○政府委員(木村武君) 予算におきましては一割五分従つて五百何名になると思いますが、そういう定員減でございまして更に結局中央一割五分、管区段階が二割、それから県段階が三割というような数字になろうかと思ひます。そういうふうなふうになつておるのであります。

○城義臣君 この経済調査庁法の一部を改正する法律案の二頁の所ですが、ここに先程三好君も質疑をされておられました「行政機関、法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道が保有する物資に関する調査並びに不正保有物資の調査及び活用」と改めるといふうになつておりますが、この不正保有物資というのはどういう意味なんでしょうか。

○政府委員（木村武君） これは従来からいわれる隠匿藏物資の観念の中に包攝されておつたのでありまして、その法令に違反して所有しておる、例えば屈出しなければならぬという法令が

○城塞臣君　只今の御説明によりますと、不正保有物資の定義は分りましたたが、そういたしますと、予め不正に保有をしているということ的前提としてこういう條文ができるというのは、何か我々としては奇異な感がある。というのは民間会社であるならばこういうことは往々にしてあり得ることなんだが、少くともこういう行政機関と

道、公団こういうふうなものは不正だとか何とかいうことのみならず、物資の活用という点からいろいろ調査をする、こういうことであつて、不正保有物資は何もモディファイアードではございません、全部の民間の不正保有物資という意味でございます。その不正保有物資をどこが持つておるといふようなあれはないのであります。そういうふうにお読み願ひたいのであります。

○城義臣君 それから先程の監査能力の点で大分質疑がありました。何でも具体的御説明で大学の先生など招聘してそれ〴〵講習を受けておる。こういうような一つの試みとして行われた

まして、この経理監査をするのは御承知のように極めて少数な而も有能の士が見ますと直ぐ分るのです。馴れない者が束になつて行つても発見できないことが、非常なエキスパートであればちよつとの勘で全部分る。まして先程の御説明によると私共誠に不満足なのであります、その不正の中核体をえぐり出す、そうして抜本的な対策を

が、そういう御懸念があるというの
も質を以て足らざるものを量で補おうと
しても、これも限度がある、質の悪い
ものを幾ら量ばかり殖やしても駄目な
んですね。ですから私は量の点よりも
そういうエキスパートを少くとも採用
する、というような、囑託するとい
いますか臨時的に委嘱するといつか、何
らかそういう適宜な方法をおとりにな
つてされれば僕は極めて能率的に所期

の目的が達成し得るのではないか、むしろこう考えるのですが、いろいろ手続上の問題もありましようが、そういうふうな方法をとられるというお考えはありませんか。

ば商科大学を出たと、か高等商業を出たとかいいうのが相当いのであります。ところがこれがやはり最近のいわゆる経営監査とか何とかいいうことになりますると、特にアメリカ式の考え方などという／＼入つたりいたしておりまして非常に最近のあれが又進んでいるのでございますね、そういう意味でどこまでも最近の状況なり学問なりのあれ

再教育をやりましてそうして我々の仲間みtainなものに試験をいたしましたりいたしました、そうしてその能力を見るというふうなことをやつておりまして、そういう勉強をいたしているということを聊か手前みそでございまして、結が申上げてみたわけでございます。結局帳簿に幾ら隠したり何かいたしても、隠そうと思えば伝票と帳簿の辻褄を合せることをやつてみたり、それ

から仕入の方の帳簿と拂出の帳簿をあれしなればならぬとか、最近価格調整公団の監査をいたしまして驚いたのですが、インヴォイスを三重に作っているのがある、これはとてもひどいも

ので、価格差補給金、仕入をいたした鉄鉱の補給金をこまかす一つの手なです。ところがやっぱり帳面を徹底的に突合せて参りますとどこかにほろが出る、いよ／＼いけなければ今度には相手方の問屋の帳簿を見る、有力な

問屋との間には大体話合いがついてお
りますけれども、案外ときん／＼か取
引のないような問屋の帳簿の方にはま
だ手が廻っていないということがござ
いまして、帳簿に一番業態がはつきり
出る、そういうような意味で帳簿を見
ることが最も早く監査の効果を挙げる

んという経験になっております。御注意の点はいずれも御尤もでございますけれども、今の我々の経験から申し上げますと大体今我々のやつていているような行き方では間に合うんじゃないかと、こういうふうと考えております。

○竹下豊次君 事務的な簡単なことをお尋ねしたいと思いますが、あなたの方で監査されましてその結果関係の官庁なり公団等に示唆される、その示唆された事項の結末をどういうふうにおつけになることになつておるのでございますか。

○政府委員(木村武君) 大體只今までやつておりまするやり方は、今度の公同監査につきましては二月の末から三月の初めにかけて閣議へ持ち出しまして、そうしてさつき申し上げました

で、その後の実現状況を見守つて行く、どこまでも執拗に喰ひ下つて行くということが一番大事である。そうではないと何遍でも同じことを繰返すとむしろ相手方も迷惑するというようなことになりますので、私共の方でお目にかけます行政監査の実績報告書というものを御覧下さいますと分りますが、反復事項というものを出してその実現状況というものを定期的に文書を作つておるわけです。いつ実現したかというのをずつと書込んで行く、それが実現しなかつた場合には何遍も、相手方に事情の変更がございまして、ちよつと今の時期に合わないという問題は起りますけれども、そういうような恰かなという行き方をいたしております。

それから法令の關係では非常にお尋ねの改正要項に關連いたしたのでございまして、従来はただ非常に重大な勧告で何でもかでも相手方に従わせる必要があるというふうに認定いたします場合に、私共の長官は安定本部の長官が兼任する建前になっておりますので、最後は安定本部の總裁の行政命令でございます。

しく追加されたんであります。それができまうとこれはやはり相手方が納得いたしましたしとそれこそ実現がむずかしいのでありまして、無理押しにこれがいいからやれと言つてもなか／＼、例えば先程の自家保険積立の問題に關してもいろいろの議論がある、明瞭に十億圓というものを公團發足以來掛け捨てになつております、國民経済の負

担においても拘わらずやはりいろいろ言うのでございますね、それは海上保険のような非常に大きな船一ぱいが、喪失したときはどうするとか、そういうようなことを言うのでございますよ。そこで余程やはり納得しませんでした。それがむずかしいのでございます。そこでなか／＼むずかしいのでございます。そこが非常にむずかしいところなす。

ではありませんか、こう考えております。
 んでありますけれどもそういう行き方
 で執拗に喰ひ下つて行く。今度は相手
 方から必ず回答して貰う、こういうふ
 うな法律上の義務が相手方にできたこ
 とになりますので、今までよりもその
 辺の実現状況のフォロアアップにつきま
 しては割合に今までよりもよくなるの
 ではないか、こう考えております。

○竹下豊次君 先程示唆するということ
 ころでお話が切れましたのでそのあと
 の始末がちよつと不安に感じたので、
 お尋ねしたわけでありますが、只今の
 御説明で監査を示唆するということは
 これから始めるので、どこまでも喰ひ
 下つて行くという御説明を聞きまし

て……。

○梅津錦一君 三点お尋ねしたいのですが、第一点は凡そ出たことであります。現在まで各公団における金融の問題、特に浮貸或いは資金資材の横流し、保険契約の不正、こういうようなものは将来まだ摘発されて行くかどうか、将来に対する見通しをお聞きしたいと思う。

○政府委員(木村武君) 先程申し上げましたように銀行との間にこの公団が円縁関係ができてやすい状況になつておつた、これは甚だしいのは九八%も預金を無利子で金庫へ入れておる、当座預金が無利子であるというゆえんのものは要するにときどき空つぽになる、そういうふうなことで無利子になると思ひます。それが公団の場合には二十億

まして売掛金をごまかすということに段々移行する、そういう売掛金を実際入っているのにそれを公団へ入れずに部外で処理する、そういう事例が見つかつております。そういうような相対悪質なものがある、そういうものがある、それが残つていて、併しこの点も私共業務と経理との連絡がいかに、先程申し上げました複式帳簿のテクニクが十分に發揮されておらぬというところに原因が一つあるわけであり、そういうふうな点についての改善について、専ら只今報告をいたしておるといふ状況でございます。

○梅津錦一君 成るべく問に対する答

えは簡潔にお願いしたいと思ひます、時間の都合がありますので。第二点は、結局こうした不正事件に対する人達の処分方法としては行政処分と司法処分と二つあると思ひます。特に公団の職員が公務員の場合は、司法処分と行政処分と両方喰ひ場合がある。若し経済調査庁のほうで最初においてこうした行政処分をやつてしまへば司法処分はかからない。ここにも経済調査庁の、基本的人権ですか、公務員に対する偏重な処分があるわけで、この点に對して経済調査庁としては如何なる方法をとらうと思ひますか、簡潔に一つお答えをお願いいたします。

○政府委員(木村武君) そういう問題

についての権限は調査庁には一切ございせん。

○梅津錦一君 第三点は、経済調査

庁の職員がそうした監査をする場合に監査を回避する場合があると思ひます。これは情実が相当含まれるので大体分

と思ひます。そういうような経済調査庁の官吏がこうした責任を回避する、或いは故意に職務怠慢のために監察或いは監査が非常に時間的にずれる、そのために相手方は不正を隠蔽する。こういうような場合に調査庁の長官としてはそうした職員に対する何らかの処置が加えられるものか、加えられないものか、この点を一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(木村武君) 只今までにさ

ような事例にぶつたことはございせん、何とも申し上げられせんけれども、今までの例といたしましては、これからさような例がございすればさような者に対しては、どん／＼私共として行政処分をいたします。

○委員長(河井彌八君) 今三好君から

本案の審議はこの程度に今日は止めようという御発議がございましたが御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと

認めます。

○委員長(河井彌八君) 次に行政機関

職員定員法の一部を改正する法律案、これは提出が非常に遅れておるのであります、ここに仮刷の案ができております、これも仮刷の案ができております、これについて政府から提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(大野木克彦君) 只今議題

になりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました定員法の一部

を改正する案は、経済統制の廃止、事務の地方移譲等に伴う定員の縮減を行

います一方、電信電話業務、国立医療機関等の必要止むを得ないものについて最小限度の増員を認めることにより、行政機関全般の定員の適正化を図ろうとするものであります、その内容は大要次の四点に要約されるのであります。

第一に総定員においては八十七万三

千二百三十七人が八十七万一千二百七十二人となり、差引千九百六十五人の減となつております。これを省別に見ますと農林、通商、運輸、建設、郵政、安本等主として経済関係の各省におきまして合計一万一千四百八十二人を減する一方、総理府、法務府、大蔵、文部、厚生、電通、労働の各省におきまして計九千五百七十七人を増加することとなつております。又これを事項別に見ますと先ず減の主なものとい

は、経済統制関係一万一千三十四人、府県移譲四千二百五十三人、引揚援護事務関係二千三百七十五人等があり、増の主なものといは

は、電気通信施設の拡充によるもの四千四百四十五人、国立結核療養所の職員三千四百十三人、国立学校職員三百九十一人、国税庁職員一千百人、職業安定所職員七百三十三人等があるものであります、行政目的の転換がはつきりとして示されているのであります。

尚、今回の数字を、先に成立を見ました昭和二十五年年度予算に見積られた人員に比べますと、一万五千七百七十七人の減となつております。

第二に、電気通信省の本省の定員につきまして、引揚援護庁の場合と同様、電気通信業務の状況によつて特に必要ある場合には、予算の定める範囲内において政令を以てこれを増加する

ことができることとした点であり、また、電気通信事業は、その性質上必ずしも他の政府諸機関の場合と同様にその職員数を厳格に固定しておく必要がなく、或る場合には施設を増強し職員数を増すことによつて却つて収益を増大することもあり得ますので、この種の便宜的措置を認めることが適當と考

えられるのであります。

第三に、一般行政機関職員を縮減する外に、更に終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費等の支弁にかかる職員につきまして、その数を現行の五千四百六十六人から二千三百九十二人に減することとした点であります。

第四は、定員減少に伴う措置といたしましては、先ず一率に三ヶ月の猶予期間を設け、六月三十日までには新定員を超える員数の職員を定員の外に置くことができることとした点であります。

さらに統制関係等の人員につきましては、統制解除の時期等に即応して六月末の外に九月末、十二月末の合計三段階を設けて、行政事務の量の漸減に比例して定員を縮小するようにいたしました。

又今回の定員減少に伴い退職する者につきましては、先般の行政整理の際と同様、国家公務員法のいわゆるアピール制度を適用しないこととした点であります。これは、今回の場合におきましても相当数の人員が退職することになりますのでこの制度を適用すること

が實際に即しないためであります。

尚、この点については、地方自治法附則第八條に規定する職員として都道府県に勤務している物資統制関係の職員につきましても同様に取扱ふこととした点であります。

以上が本改正法案の主要な内容であります、これらはいずれも昭和二十五年年度予算の実行を確保すると共に行政機関の規模の適正化を図るために必要な措置であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○三好始君 議事進行について。本

法案の審議に關して、本日のところは資料の提出要求に關する問題にとどま

して、質疑は次回に譲る方が研究の都合上から適當だと思ひますので、その点についてお諮りを頂きたいと思ひ

でございます。

○梅津錦一君 三好君の意見に賛成

いたします。

○委員長(河井彌八君) 三好君の御

意見如何でありますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと

認めます。

○三好始君 定員法改正案はすでに提

出が予定されて随分長期間を経過いたしております。本国会も残すところ僅か数日になつたのであります、こ

う時期に提出されて慎重に審議の上速かに可決せられるような要請があつたのでありますけれども、我々として非常に提出の時期が遅れたことを遺憾に思ひます。尚この法律の審議に當りましては關係するところが非常に広いわけでありまして、各種の資料も必要なのであります、只今までに配付されておる資料では極めて不十分でありますので、少くとも次のような資料を御提出頂きたいのであります。

それは、すでに非公公式に要求いたしておいたかと思ひますが、各行政機関ごとに定数規程が定められてお

農 林 省	林野庁 水産庁	計	二二、八〇八人 一、四一四人
通商産業省	本省 資源庁 工業技術庁 特許庁 中小企業庁	計	一〇、七七五人 一、七二五人 四、六〇四人 六五九人 一九一人
運輸省	本省 船員労働委員会 海上保安庁 海難審判庁	計	一五、六五八人 五九人 八、六六三人 八五人
郵政省	本省		二四、四六五人
電気通信省	航空保安庁		二六〇、六四〇人
			一四二、四四三人 一、〇九六人

労働省	本省 中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 国有鉄道中央調停委員会 専売公社中央調停委員会 国有鉄道地方調停委員会 専売公社地方調停委員会	計	一四三、五三九人 二〇、五五五人 九九人 一九人 一五人 一人 六三人 四五人
建設省	本省		二〇、八〇七人
経済安定本部	本部 物価庁 経済調査庁 外資委員会	計	一〇、八五〇人 八八七人 三四一人 二、六五三人 五人
合			三八八六人
			八七一、二七二人

2 引揚援護庁及び電気通信省の本省の職員は、前項の規定にかかわらず、引揚援護事務又は電気通信業務の状況により、特に必要がある場合においては、予算の定める範囲内において、政令の定めるところにより、増加することができる。

3 第一項に定める職員の定員の外、当分の間、終戦処理事業費、特殊財産処理附帯事務費、賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設処理事業費の支弁に係る事務並びに賠償施設処理附帯事務費及び賠償施設処理事業費の支弁によつて管理されていた賠償施設が指定の解除によつて普通財産である国有財

産となつた場合におけるその財産の管理及び処分事務に従事させるため、各行政機関を通じて二千三百九十二人以内の職員を置くことができる。

4 前項の職員の各行政機関別の定数は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。但し、行政機関職員定員法第二條第一項の改正規定（以下「第二條第一項の改正規定」という。）中電波監理委員会及び電気通信省に関する部分は、電波法（昭和二十五年法律第 号）施行の日から、地方財政委員会、公益事

業委員会及び土地調整委員会に関する部分は、それぞれその設置の日から、北海道開発庁に関する部分は、同年六月一日から、施行し、且つ、適用する。

2 地方自治庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年四月一日から地方財政委員会設置の日の前日までの間は、百五十八人とする。

3 国税庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年五月三十一日までの間は、六万五千九百九十五人とし、同年六月一日から同年十二月三十一日までの間は、六万七千七百三十五人とする。

4 引揚援護庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、三千百五十八人とする。但し、行政機関職員定員法第二條第二項の規定の適用を妨げないものとする。

5 農林省の本省、食糧庁及び林野庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、本省三万四千九百九十九人、食糧庁二万九千五百九十九人、林野庁二万四千四百九十九人とし、同省の本省及び林野庁の職員の定員は、同項の改正規定にかかわらず、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、

は、本省三万三千六百六十二人、林野庁二万四千七百七十二人とする。

6 通商産業省の本省及び資源庁の職員の定員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、本省一万二千四百八十二人、資源庁二千九百四十四人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、本省一万二千五百九十九人、資源庁千九百四十五人とする。但し、公益事業委員会が設置された日以後においては、その日から昭和二十五年九月三十日までの間は、本省一万七千六百六十七人、資源庁千九百二十四人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、

本省一万三千三百四十四人、資源庁千七百七十五人とする。

7 運輸省の本省の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、一万六千六十八人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万五千七百八十三人とする。

8 電気通信省の本省及び電波庁の職員は、昭和二十五年四月一日から電波法施行の日の前日までの間は、改正前の行政機関職員定員法第二條第一項の規定にかかわらず、本省十四万二千四百四十三人、電波庁三千九百七十八人とする。

9 建設省の本省の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、一万八百六十六人とし、同年十月一日から同年十二月三十一日までの間は、一万八百五十八人とする。

10 物産庁の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年五月三十一日までの間は、五百九十四人とし、同年六月一日から同年十二月三十一日までの間は、四百五十四人とする。

11 経済調査庁の職員は、第二條第一項の改正規定にかかわらず、昭和二十五年九月三十日までの間は、三千六百六十二人とする。

12 各行政機関においては、行政機関職員定員法第二條の改正規定による定員（附則第三項から前項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）をこえる員数の職員は、昭和二十五年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

13 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十九條から第九十二條までの規定は、この法律の施行に基き定員又は定数の改廃によつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けた職員については、適用しない。

14 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八條に規定する都道府県の職員（雇傭人を含む。）のうち通商産業省又は運輸省の所管に係る臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の施行に関する事務に従事する者であつて、同條に基き政令に定める定員が昭和二十五年四月一日から同年七月一日までの間において改廃されることによつて降任され、免職され、その他不利益な処分を受けたものについては、前項の規定を準用する。

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、海軍行政機構改革に関する請願（第二一五五号）

一、蚕糸局の拡充強化に関する陳情（第四一九号）

一、秋田県船川港町に海上保安部存置等の陳情（第四二四号）

一、蚕糸局の拡充強化に関する陳情（第四三三三号）

第二一五五号 昭和二十五年四月十八日受理

海軍行政機構に関する請願

請願者 高知市魚屋町四国木造船協賛会内 佐藤龍吉 外三十一名

紹介議員 藤井 新一君

行政運営の民主化と能率化を図るため、行政機構全般にわたり実情に即する合理的な改革整備の急務なる実施が必要であるが、伝えられるように運輸、郵政、電通の三省を廃止して運輸通信省として統合一省とすることは行政事務を膨大にし、事務の運営に種種の支障を與えて運輸行政に対する責任を不明確にする結果となり、運輸事業の復興、とくに海運の復興を阻害するおそれがあるから、運輸省を存置されて、港湾建設関係機構、倉庫関係機構、観光行政機構等を同省の所管とせられたいとの請願。

第四一九号 昭和二十五年四月十日受理

蚕糸局の拡充強化に関する陳情（四通）

陳情者 滋賀県愛知郡愛知町大字愛知川滋賀県愛知郡養蚕農業協同組合長理事 小林乙次郎君外三名

わが国経済の振興と輸出を増進し、農業を安定させる上に蚕糸業は重要な産業はなく、蚕糸業の発展には原料繭の生産から、生糸の輸出まで一貫した施策が是非とも必要であるから、農林省蚕糸局の機構を縮小することなく、むしろ拡充強化を図られたいとの陳情。

第四二四号 昭和二十五年四月十五日受理

秋田県船川港町に海上保安部存置等の陳情

陳情者 秋田県南秋田郡船川港町長 佐藤喜代松外二名

海上保安庁の発足に伴い北部日本海における天然の良港である船川港に海上保安部が設置され、海上の取締と遭難救助に多大の貢献をなしているが、なおその機能を十二分に發揮するために無線通信施設の設置が必要である。しかるに今回機構改革を機会に通信施設と船川海上保安部の一部が秋田市に移転する由であるが、わずかの百トンの機帆船でさえ入港容易でない秋田港に移転することは了解に苦しむところであるから、船川港に引き続き保安部を存置され、同時に通信施設も完備せられたいとの陳情。

第四三五号 昭和二十五年四月十七日受理

蚕糸局の拡充強化に関する陳情（二通）

陳情者 滋賀県東浅井郡湯田村湯田村養蚕農業協同組合長 近藤信三外一名

この陳情の趣旨は、第四一九号と同じである。

四月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月二十一日）